



企業の皆様、働く皆様へ 物価高騰等に係る支援策

○主な更新

【掲載終了】

- ・施設園芸用燃油価格高騰対策緊急支援事業費
- ・家畜用飼料価格高騰対策緊急支援事業費
- ・漁業用燃油等価格高騰対策緊急支援事業費
- ・LPガス料金高騰対策緊急支援事業費助成
- ・特別高圧電力価格高騰対策緊急支援事業費助成

※本パンフレットは、作成時点に募集中の事業を掲載しています。

令和6年2月29日時点

○本資料は静岡県経済産業部のホームページにも掲載しております。



企業の皆様、働く皆様へ 物価高騰等に係る支援策

資金繰りについて相談したい。	県制度融資「経済変動対策貸付」 (原油・原材料高対応枠)	1
	県制度融資「経済変動対策貸付」 (新型コロナウイルス感染症対応枠)	2
	県制度融資「新型コロナウイルス感染症 対応伴走支援特別貸付」	3
	県制度融資「再生企業支援貸付」 (新型コロナウイルス感染症対応枠)	4
	参考 (日本政策金融公庫) 新型コロナウイルス感染症特別貸付	5
	参考 (静岡県信用保証協会) 総合相談センター	6
新エネ・省エネ設備導入について相談したい。	県制度融資「脱炭素支援資金」	7
資材価格高騰による影響を軽減したい。	しいたけ等生産資材価格高騰対策事業費助成	8
新たなビジネスモデルへの挑戦や デジタル化などに取り組みたい。	参考 (経済産業省) 中小企業等事業再構築促進事業	9
経営課題やデジタル化について専門家に 相談したい。	中小企業等専門家派遣事業	10
最低賃金の引き上げに取り組みたい。	参考 (厚生労働省) 業務改善助成金	11

企業の皆様、働く皆様へ 物価高騰等に係る支援策

就職相談、キャリアカウンセリング等の各種 アドバイスを受けたい。	しずおかジョブステーション運営事業	12
資格の取得やスキルアップをして再就職 したい。	離職者等再就職支援事業	13
デジタル化等の技術革新に対応するための 在職者訓練を受けたい。	デジタル化等促進職業訓練事業	14
首都圏等から移住するため、県内企業に 就職したい。	静岡U・Iターン就職サポート事業	15
適切な価格転嫁に取り組みたい。	パートナーシップ構築宣言	16
経営上の課題等を相談したい。	各種相談窓口一覧	17 18

【参考】国や産業支援機関のホームページ

- ・中小企業等事業再構築促進事業の詳細については、経済産業省のホームページをご覧ください。
- ・業務改善助成金の詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。



※県が運営する企業参加型オンラインコミュニティ「しずおか産業創造プラットフォーム」では、
県だけでなく国や市町、産業支援機関の最新の補助金等の支援情報の検索が可能です。



県制度融資「経済変動対策貸付」 (原油・原材料高対応枠)

原油や原材料価格高騰の収束が見通せない中、資金繰りが悪化している中小企業向けに、県制度融資による融資を実施します。

項目	内容
資金使途	設備資金・運転資金
融資要件	最近1か月（2か月、3か月）の売上高に占める原油・原材料の仕入価格の割合が前年同期を上回る かつ 最近1か月（2か月、3か月）の粗利益が前年同期比で5%以上減少
融資限度額	5,000万円
融資期間	10年以内（据置期間：設備3年以内、運転2年以内）
融資利率	1.40%（普通保証、セーフティネット5号保証）
保証制度 保証料率	(普通) 0.28%～1.20% (セーフティネット5号) 0.58%
取扱期間	令和4年7月1日～令和6年3月31日

県内金融機関
商工金融課 (054-221-2525)

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/seidoyushi/1003428/1028445.html>



お問合せ
先等

県制度融資「経済変動対策貸付」 (新型コロナウイルス感染症対応枠)

売上が減少している中小企業向けに、県制度融資による融資を実施します。

項目	内容
資金使途	設備資金・運転資金
融資要件	次の①～③のいずれかに該当する中小企業者 ①セーフティネット4号の認定を取得 (新型コロナウイルス感染症に係るものに限る) ②セーフティネット5号の認定を取得 ③普通保証を利用するもので、新型コロナウイルス感染症により、直近1～6か月間の売上高が前年同期比 <u>5%以上減少</u> したもの
融資限度額	8,000万円
融資期間	10年以内(据置期間:設備3年以内、運転2年以内)
融資利率	1.40%(普通保証、セーフティネット5号保証) 1.30%(セーフティネット4号保証) ※市町の利子補給により融資利率が下がる場合があります
保証制度 保証料率	(普通) 0.28%～1.20% (セーフティネット5号) 0.58% (セーフティネット4号) 0.60%
取扱期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日

県内金融機関
商工金融課 (054-221-2525)

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/seidoyushi/1003428/1028467.html>

お問合せ
先等

県制度融資

「新型コロナウイルス感染症対応伴走支援特別貸付」

早期の経営改善等を行うため、**金融機関の継続的な伴走支援を受けながら、経営行動計画に取り組む融資を実施**します。

項目	内容
資金使途	設備資金・運転資金・借換資金 (※セーフティネット4号の認定を受けた事業者は借換資金のみ。 但し、借換資金に真水資金を加えることは可。)
融資要件	次の①～③のいずれかに該当する中小企業者 ①セーフティネット4号の認定を取得 ②セーフティネット5号の認定を取得 ③普通保証を利用するもの(いずれかに該当) ・直近1か月間の売上高、売上高総利益率または売上高営業利益率が前年同月比 <u>5%以上減少</u> している ・直近1か月間の売上高総利益率または売上高営業利益率が直近決算比 <u>5%以上減少</u> している ・直近決算の売上高総利益率または売上高営業利益率が直近決算前期比 <u>5%以上減少</u> している
融資限度額	1億円
融資期間	10年以内(据置期間:5年以内)
融資利率	1.50%(セーフティネット4号) 1.60%(普通、セーフティネット5号) ※ ※借換資金の場合、融資利率が1.50%になる場合があります。
保証料率	(普通) 0.20%～1.15% (セーフティネット4号・5号) 0.20%
その他条件	・セーフティネット4号・5号の場合、市町の認定が必要 ・経営行動計画を作成し、金融機関が伴走支援
取扱期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日

県内金融機関
商工金融課 (054-221-2525)

お問合せ
先等

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/seidoyushi/1003428/1028469.html>

県制度融資「再生企業支援貸付」 (新型コロナウイルス感染症対応枠)

早期の事業再生に取り組むため、中小企業活性化協議会等の支援により作成した再生計画を実行するための融資を実施します。

項目	内容
資金使途	設備資金・運転資金・借換資金
融資要件	金融機関等の指導又は助言を受けて作成した事業再生計画等に従って事業再生を行うもの
融資限度額	8,000万円
融資期間	15年以内（据置期間：5年以内）
融資利率	1.50%又は1.60%
保証料率	0.20%
取扱期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日

県内金融機関
商工金融課 (054-221-2525)

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/seidoyushi/1003428/1028470.html>

お問合せ
先等

(日本政策金融公庫)

新型コロナウイルス感染症特別貸付

売上が減少している中小企業向けに、日本政策金融公庫においても、融資を実施しています。

項目	内容	
資金使途	設備資金・運転資金	
融資要件	最近1か月間の売上高または過去6か月（最近1か月を含む）の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期比5%以上減少している	
融資限度額	国民生活事業	中小企業事業
	8,000万円	6億円
融資利率	基準金利 ただし、6千万円を限度として、 融資後3年目までは基準金利 -0.5%、4年目以降は基準金利	基準金利 ただし、4億円を限度として、 融資後3年目までは基準金利 -0.5%、4年目以降は基準金利
融資期間	運転20年以内（うち据置期間：5年以内） 設備20年以内（うち据置期間：5年以内）	

※内容が変更となる場合がありますので、最新の情報は日本政策金融公庫ホームページで御確認ください。

日本政策金融公庫ホームページ (https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html)

日本政策金融公庫

静岡支店	国民生活事業 (0570-049824)
	中小企業事業 (054-254-3631)
浜松支店	国民生活事業 (0570-049890)
	中小企業事業 (053-453-1611)
沼津支店	国民生活事業 (0570-050737)

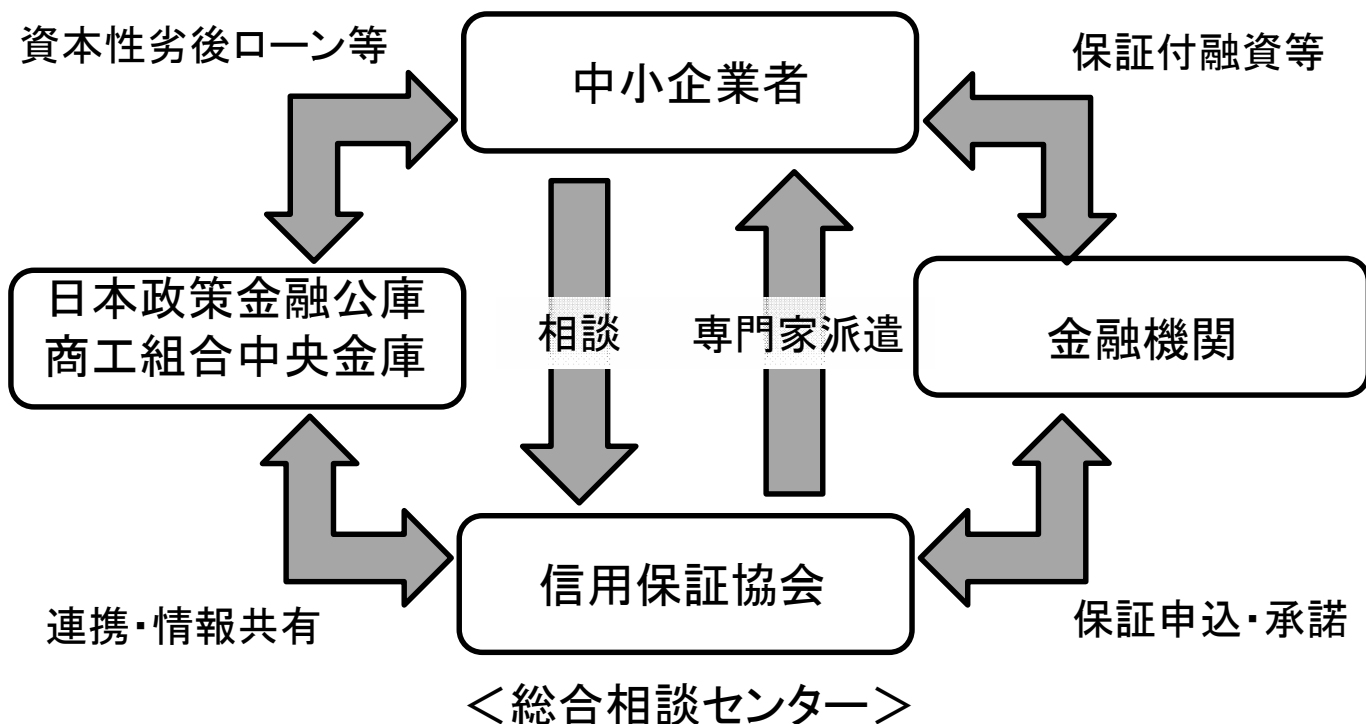
お問合せ先等

(静岡県信用保証協会)

総合相談センター

静岡県信用保証協会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者を対象に総合相談センターを静岡・浜松・沼津に開設しています。

静岡県信用保証協会、金融機関、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫が相互に連携して支援します。



日本政策金融公庫や商工中金が提供する長期安定資金等（資本金劣後ローンを含む）を活用し、中小企業者の財務体質の強化を図るとともに、保証協会付き融資や専門家派遣などを組み合わせることによって、資金繰り支援・経営支援を行います。

静岡県信用保証協会
 中部総合相談センター（0120-783-507）
 （本店）
 西部総合相談センター（0120-783-508）
 （浜松支店）
 東部総合相談センター（0120-783-509）
 （沼津支店）

お問合せ先等

県制度融資「脱炭素支援資金」

新工ネ・省工ネ、脱炭素に係る取組を支援する中小企業向け制度融資です。

項目	内容
資金使途	設備資金
融資要件	<p>① 新工ネ・省工ネ設備等を導入しようとするもの ア 下記の8設備を導入する場合、又はこれらの設備と複合的に省工ネ効果のある設備等を導入する場合（特別型） 太陽光発電設備、地熱発電設備、風力発電設備、太陽熱利用設備、水力発電設備、天然ガスコージェネレーション、バイオマス発電設備、バイオマス熱利用設備</p> <p>イ それ以外（一般型）</p> <p>② EV、FCV等の温室効果ガス排出削減に寄与する自動車等を導入しようとするもの</p> <p>③ 環境性能評価（CASBEE静岡）でBEEランクがS又はAの評価を受けた工場等建築物を建築するもの</p>
融資限度額	1億円（天然ガスコージェネレーション：3億円）
融資期間	10年以内（据置期間：1年以内）
融資利率	1.40%以内 【利子補給0.67%以内】 （上記①イの場合1.60%以内【利子補給0.47%以内】）
保証制度 保証料率	（普通、エネルギー需要安定対策）0.30%～1.30% （エネルギー対策）0.98%

県内金融機関
商工金融課（054-221-2525）

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/seidoyushi/1003428/1028449.html>



お問合せ先等

しいたけ等生産資材価格高騰対策 事業費助成

国の経済対策に呼応し、令和5年12月補正予算として、生産資材の価格の高騰による影響を緩和するため、支援を行います。

項目	内容
支 援 対 象	しいたけ等の販売収入が事業収入の過半を占める生産者
支給額	年間の生産量×品目ごとの定額単価 (定額単価は、生産資材の価格上昇分の1/2相当※) ※電気代が経営費の15%以上を占める生産者は7/10
申請先	申請者の所在地を所管する農林事務所
申 請 期 間	令和6年2月～令和6年3月18日
備 考	コスト低減、原料の国産化、省エネ化等に資する取組の実施が要件

中小企業等事業再構築促進事業

新市場進出、事業・業態転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、中小企業等の挑戦を支援します。

<物価高騰対策・回復再生応援枠>

<p>必須要件</p>	<p>1. 事業計画について認定経営革新等支援機関や金融機関の確認を受けること。</p> <p>2. 補助事業終了後3～5年で<u>付加価値額の年率平均3～5% (申請枠により異なる) 以上増加</u>、又は<u>従業員一人当たり付加価値額の年率平均3～5% (申請枠により異なる) 以上増加</u>の達成。</p>	
<p>物価高騰対策・回復再生応援枠要件</p>	<p>必須要件を満たし、かつ以下①又は②のどちらかを満たすこと。</p> <p>①2022年1月以降の連続する6ヶ月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、2019～2021年の同3ヶ月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。</p> <p>②中小企業活性化協議会等から支援を受け再生計画等を策定していること。</p>	
<p>補助率等</p>	<p style="text-align: center;">中小企業</p> <p>補助額：100万円～3,000万円 補助率：2/3 (又は3/4) ※従業員数により区分あり</p>	<p style="text-align: center;">中堅企業</p> <p>補助額:100万円～3,000万円 補助率:1/2 (又は2/3) ※従業員数により区分あり</p>

※公募期間や、<物価高騰対策・回復再生応援枠>以外の申請枠等、最新の情報は経済産業省ホームページをご確認ください。

事業再構築補助金事務局コールセンター (9時～18時)
(0570-012-088 または03-4216-4080)
事業再構築補助金事務局HPをご参照ください。



<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>

中小企業等専門家派遣事業

中小・小規模事業者等の経営等に関する課題解決を支援するため、各分野の専門家を派遣します。

ご利用いただける方	中小・小規模事業者等
経営相談の概要	(派遣可能な専門家) 中小企業診断士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、弁護士、司法書士、行政書士、ITコーディネーターなどの派遣元に登録している専門家 (相談例) 労務管理、事業計画の見直しの相談のほか、資金繰りの安定化、BCP計画の策定など
費用負担等	専門家への謝金及び旅費の2/3を県が負担します。 ※1回(日)につき1万円~2万円程度ご負担いただきます。 ※利用回数には上限があります。
お申込み先	静岡県産業振興財団又は最寄の商工会・商工会議所、静岡県中小企業団体中央会で受付中です。 ※静岡県産業振興財団 電話：054-273-4434 ※静岡県中小企業団体中央会 電話：054-254-1511

経営支援課 (054-221-2526)

お問合せ先等

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/1040798/1043026.html>

(厚生労働省) 業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

<p>対象事業者・申請の単位</p>	<p>1. 中小企業・小規模事業者であること。 2. 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること。 3. 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと。 ⇒以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）事業場ごとに申請いただきます。</p>	
<p>対象となる設備投資など</p>	<p>助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等が助成の対象となります。</p>	
	<p>経費区分</p>	<p>対象経費の例</p>
	<p>機器・設備の導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
	<p>経営コンサルティング</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗改装による、配膳時間の短縮 	
<p>助成金額の計算方法</p>	<p>助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額を比較し、いずれか安い方の金額となります。</p> <p>※助成上限額・助成率等は、最低賃金の引き上げ額、引き上げる労働者数、事業場規模等により異なりますので、詳細は厚生労働省ホームページ等でご確認ください。</p>	

お問合せ先等

業務改善助成金コールセンター（平日8：30～17：15）
（0120-366-440）

<https://pc.saiteichingin.info/chusyo/index.html>




しずおかジョブステーション運営事業

「しずおかジョブステーション」では、学生・若者や中高年齢者など求職活動を行うすべての方に対し就職支援を実施しています。

区分	内容
就職相談・心の健康相談	<ul style="list-style-type: none">○学生、若者、就職氷河期世代、中高年齢者など、年代や個々の状況に応じた就職相談、各種アドバイスを就職サポーターが行います。○臨床心理士が就職に向けて心の健康相談を行います。
外国人向けの相談	<ul style="list-style-type: none">○日本語を話せない方が、仕事の相談や面接の練習ができるよう外国語の通訳を配置しています。 (しずおかジョブステーション西部：ポルトガル語)
セミナー	<ul style="list-style-type: none">○年代やニーズなどに応じ、スキルアップなど様々なセミナーを行います。
場所	<ul style="list-style-type: none">○しずおかジョブステーション東部（055-951-8229） 場所：沼津市大手町1-1-3 沼津産業ビル2階○しずおかジョブステーション中部（054-284-0027） 場所：静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル3階○しずおかジョブステーション西部（053-454-2523） 場所：浜松市中区中央1-12-1 県浜松総合庁舎1階

離職者等再就職支援事業

離職した方の再就職を支援するため、離転職者向けの職業訓練を実施します。

区分	内容
事業内容	再就職を目指す際に必要な知識、技能・技術の習得を目的とした職業訓練を実施しています。
応募資格	○ハローワークへ求職申込みをしている離職者の方、 かつハローワークの所長が訓練の受講を認めた方 (就職意欲や受講意欲が低い方は対象になりません。)
申込先	住所を管轄するハローワークへお申込みください。
実施場所	県立工科短期大学校等が委託する民間教育訓練機関
訓練期間	2～6ヶ月(訓練コースによって異なります。)
訓練内容	○介護分野、デジタル分野、パソコンスキル ○会計・簿記、医療・調剤事務 ほか 詳細は、以下のHPをご覧ください。  https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/nouryokukaihatsu/1041876/1026566.html <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">職業能力開発課 離転職者訓練</div>
募集期間	募集期間は訓練コースにより異なります。 上記のHPをご確認いただくか、工科短期大学校等にお問い合わせください。
連絡先	<東部> 工科短期大学校 沼津キャンパス TEL055(925)1072 <中部> 工科短期大学校 静岡キャンパス TEL054(345)3098 <西部> 浜松技術専門校 TEL053(462)5602


職業能力開発課 (054-221-2821)

お問合せ先等

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/nouryokukaihatsu/1041876/1026566.html>

デジタル化等促進職業訓練事業

社会・経済環境が急速に変化する中、デジタル化等の技術革新に対応するための在職者訓練を実施します。

区分	内容
ご利用いただける方	原則、民間企業や自営で働いている方（契約社員等を含む）で、県内在住または在勤の方
事業内容	3次元設計、IoT活用などの技術革新に対応した訓練を実施し、中小企業等の労働生産性向上を支援します。
訓練内容	<p>デジタル化対応</p> <ul style="list-style-type: none">○在職者訓練の高度化 5軸制御加工機、3次元設計（CAE）など○企業との連携訓練 射出成形、プレス加工、ロボット操作など （静岡県ものづくり人材育成協定に基づく訓練など）○情報通信分野 IoTを活用したアプリ開発、組込みプログラムなど○その他の成長産業分野 3Dプリンタ活用、非鉄金属加工など <p>詳細は、以下のHPをご覧ください。 </p> <div data-bbox="1068 1445 1300 1532" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">職業能力開発課 在職者訓練</div> <p>https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/nouryokukaihatsu/1041876/1026564.html</p>
実施機関	工科短期大学校、浜松技術専門校が実施します。

お問合せ先等

職業能力開発課（054-221-2821）

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/nouryokukaihatsu/1041876/1026564.html>

静岡U・Iターン就職サポート事業

静岡U・Iターン就職サポートセンターでは、**静岡県へのU・Iターン就職を希望する方を対象に、就職支援を実施しています。**静岡県での就職に必要な情報を提供するとともに、就活マナーや模擬面接の指導まで、就活を徹底的にサポートします。

区分	内容
就職相談・キャリアカウンセリング	<ul style="list-style-type: none">○キャリアカウンセラーがあなたの就職の悩みや疑問にマンツーマンで丁寧にお答えします。あなたの希望や適性に合った企業を探し、就職まで徹底サポート。模擬面接指導も受けられます。○対面またはオンラインでの相談が可能です。
セミナー	<ul style="list-style-type: none">○静岡県へのU・Iターン就職成功の秘訣や県内企業情報など、内定獲得に役立つ情報をセミナーでお伝えします。○詳細については、静岡U・Iターン就職サポートセンターのホームページをご覧ください。→https://shizuoka-de.com/
場所	<ul style="list-style-type: none">○静岡U・Iターン就職サポートセンター(目黒)(0800-800-6617) 場所：東京都品川区上大崎2-25-2 新目黒東急ビル6階(株)東海道シグマ東京支店内○静岡県移住相談センター(有楽町) (080-2892-3427) 場所：東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館 8階ふるさと回帰支援センター内

労働雇用政策課 (054-221-2825)

お問合せ
先等

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/ui/1026307.html>

パートナーシップ構築宣言

内閣府・中小企業庁・(公財)全国中小企業振興機関協会

- ①取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」防止を代表者の名前で宣言
以下の項目について、企業の代表者の名前で宣言します。
 - サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
 - 親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行（振興基準※）の遵守
 - その他独自の取組※下請中小企業振興法に基づく基準
(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.htm>)
- ②「宣言」は(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに公表
- ③「宣言」企業は「ロゴマーク」を使用可能
- ④一部の補助金について加点措置を講じます。
 - 対象となる補助金については、ポータルサイトをご覧ください。



「宣言」の内容について

未来を拓くパートナーシップ構築推進会議事務局

- 内閣府政策統括官付
参事官（産業・雇用担当）付 03-6257-1540
- 中小企業庁企画課 03-3501-1765

「宣言」の提出・掲載について

- (公財) 全国中小企業振興機関協会
03-5541-6688
提出先URL：<https://www.biz-partnership.jp>



静岡県

産官労の3者で「パートナーシップ構築宣言の普及・促進と実効性向上に向けた共同宣言」を行い、「適切な価格転嫁」の気運醸成に連携して取り組んでいます。

<優遇措置・メリット等>

- 県補助金の加点措置等の実施
- 官公需における公契約条例に基づく優先発注
- 取引適正化に関連する講習会等を開催
- 適正取引・価格転嫁などに関する窓口の設置
 - ・ (公財) 静岡県産業振興財団下請振興事業 (054-273-4433)

経済産業部 政策管理局 産業政策課

TEL: 054-221-2605





お問合せ先等

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1002123/1054361.html>

中小企業等相談窓口一覧

中小企業、小規模企業者の各種相談には、下記の相談窓口で応じています。

窓口	相談内容	連絡先
静岡県よろず支援拠点 [静岡商工会議所] 9:30～12:00, 13:00～17:00 (土日祝日を除く)	中小企業・小規模事業者が抱える 経営課題についてワンストップで対 応	電話 054-253-5117 静岡市葵区紺屋町 11-17桜井・第一 共同ビル6階 
静岡県中小企業支援センター [(公財)静岡県産業振興財団] 8:30～17:15 (土日祝日を除く)	中小企業・小規模事業者の経営 上の課題など各種相談に対応	電話 054-273-4434 静岡市葵区追手町 44-1静岡県産業経済 会館4階 
下請かけこみ寺 [(公財)静岡県産業振興財団] 9:30～12:00, 13:00～17:00 (土日祝日を除く)	中小事業者が抱える取引上のト ラブル(代金未払い、単価引き 下げ要求、買ったたきなど)につ いて、専門家が問題解決に向け て助言	電話 0120-418-618 ※全国共通 静岡県内からかけると 静岡県のかけこみ寺に つながります。 静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館4階 


最寄りの商工会議所・商工会でも各種相談を受け付けています。
 いずれの窓口も相談は無料です。

【参考】専門家派遣

区分	内容	連絡先
中小企業等専門家派遣事業 [(公財)静岡県産業振興財団]	中小企業者等が抱える経営上の 問題(物価高騰に関連する課題 も含まれます)に対して専門家を 派遣し助言 ※経費の1/3は自己負担	電話 054-273-4434 静岡市葵区追手町 44-1静岡県産業経済 会館4階
小規模企業ビジネスパワーアップ 支援事業 [商工会議所・商工会]	小規模事業者の多岐に渡る経営 上の課題(物価高騰に関連する 課題も含まれます)の解決に向け て、要請に応じて専門家を派遣し 助言 ※経費の1/3は自己負担	最寄りの商工会議所・商工会 静岡県商工会連合会 電話 054-255-8080

各種相談窓口一覧

農業経営に関する各種相談は、下記の相談窓口で応じています。

窓口	相談内容	連絡先
静岡県農業経営・就農支援センター 〔（公社）静岡県農業振興公社内〕 9:30～12:00, 13:00～17:00 (年未年始・土日祝日を除く)	農業者が抱える経営課題について 対応	電話 054-250-8988 静岡市葵区追手町 9-18 

農林水産業に関するご相談は、下記連絡先にお問い合わせください。

※9:30～12:00, 13:00～17:15 (年未年始・土日祝日を除く)

窓口	相談分野	連絡先
静岡県経済産業部 静岡市葵区追手町9-6	農業戦略課	054-221-2669
	農芸振興課	054-221-3299
賀茂農林事務所 下田市中531-1	企画経営課	0558-24-2076
	森林整備課	0558-24-2082
東部農林事務所 沼津市高島本町1-3	企画経営課	055-920-2160
	森林整備課	055-920-2169
富士農林事務所 富士市本市場441-1	企画経営課	0545-65-2321
	森林整備課	0545-65-2202
中部農林事務所 静岡市駿河区有明町2-20	企画経営課	054-286-9276
	森林整備課	054-286-9066
志太榛原農林事務所 藤枝市瀬戸新屋362-1	企画経営課	054-644-9225
	森林整備課	054-644-9243
中遠農林事務所 磐田市見付3599-4	企画経営課	0538-37-2285
	森林整備課	0538-37-2301
西部農林事務所 浜松市中区中央1-12-1	企画経営課	053-458-7209
西部農林事務所 天竜農林局 浜松市天竜区二俣町鹿島559	森林整備課	053-926-3124
静岡県経済産業部 水産振興課 静岡市葵区追手町9-6	水産業	054-221-2744
水産・海洋技術研究所 焼津市鰯ヶ島136-24	普及総括班	054-627-1816